

四 發行方法	三 用振替等の適法	二 の法律項及び根拠	一 發行號名及び記	〇 平省令件等を年月日 成三十一年五月十 國債の發行等に關 務省告示第六号 第十五条第十一項 に告示する。昭和五 十七年太郎大藏行 年五月日 利付國債に基づき、 年大藏行
-----------	--------------	---------------	--------------	---

務後格競債定特あ争争う札価振の以律社一法会十財二利  
 大に競争市め別つ入入。<sup>。</sup>へ格替適下へ債項律計四政回付  
 臣行争入場る参て札札に以を機用一平、株第に号法<sup>～</sup>国庫債券  
 がわ入札特も加、と発によ下競闘を振替十三式十す第昭和二年法条(三十  
 各れ札発別の者財同行<sup>～</sup>争は受替法<sup>～</sup>律第十二年)一  
 国るの行参にご務時<sup>～</sup>発価に日け<sup>～</sup>号法条(三十  
 債入募<sup>～</sup>加よと大にと行格付本銀も<sup>～</sup>律第十七年)一  
 市札入と者るに臣行い競し銀も<sup>～</sup>律第十二年  
 場でのい・発応がわう<sup>～</sup>以争て行のう<sup>～</sup>四平項法<sup>～</sup>太郎  
 特あ決う第行募各れ<sup>～</sup>下入行とと<sup>～</sup>十成及法<sup>～</sup>第  
 別つ定<sup>～</sup>I(限國る、札わすし<sup>～</sup>関す<sup>～</sup>六十  
 参てを及非下度債入価<sup>～</sup>れ<sup>～</sup>の規<sup>～</sup>九特第  
 加、しひ価額市札格格と<sup>～</sup>る<sup>～</sup>の定<sup>～</sup>九特第  
 者財た価格國を場で競競い入<sup>～</sup>の定<sup>～</sup>九特第  
 の定<sup>～</sup>九特第<sup>～</sup>。

## 六

口

イ

發

者 特 国  
・ 別 債  
第 参 市  
I 加 場

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国  
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 别 債  
發 競 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場

た 条 特 百 国 項 計 二 つ 定 う 額  
利 第 別 七 債 の に 億 い に ち 面  
付 一 会 十 に 規 関 三 て 基 、 金  
国 項 計 五 つ 定 す 千 は づ 財 額  
債 の に 億 い に る 九 、 き 政 で  
に 規 関 六 て 基 法 百 額 發 法 五  
つ 定 す 千 は づ 律 四 面 行 第 千  
い に る 六 、 き 第 十 金 し 四 六  
て 基 法 十 額 發 四 万 額 た 条 百  
、 づ 律 万 面 行 十 円 で 利 第 二  
額 き 第 円 金 し 六 、 五 付 一 十 八  
面 發 四 額 た 条 特 千 国 項  
金 行 十 で 利 第 別 五 債 の 億  
額 し 六 五 付 一 会 十 に 規

## 五

口 イ

方 募

入 価 法 入  
札 格 決  
發 競 定  
行 争 の

込 募 各 当 も 各 発 別 に ご  
み 限 国 て の 申 行 参 よ と  
の 度 債 る か 述 「 加 る に  
応 額 市 。 ら み と 者 發 応  
募 の 場 そ の い ・ 行 募  
額 範 特 の う う 第 へ 限  
を 囲 別 応 ち 。 II 以 度  
割 内 参 募 応 非 下 額  
り に 加 額 募 価 一 を  
当 お 者 を 価 格 国 定  
て い ご 順 格 競 債 め  
る て と 次 の 市 る  
。 各 の 割 高 入 場 も  
申 応 り い 札 特 の

イ 一	十 十	九 八	ハ	七	イ 一	ハ	ハ									
価 格	發 行	振 額	最 低	行 争	非 者	特 國	行 争	非 者	特 國	入 価	込	行 争	非 者	特 國	行 争	非 者
競 争	格 位	面 金	額 替	入 価	・	別 債	入 価	・	別 債	札 格	金	入 価	・	別 債	入 価	
額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十八 円 九	平 成 三 。 十 數 倍 一 年 四 月 五 日  よ る も の と	す る の 記 載 法 又 は 規 定 金 錄 に 額 は よ に 、 る 最 振 低 額 口 面 座 金 簿	額 記 替 法 又 規 定 金 錄 に 額 は よ に 、 る 最 振 低 額 口 面 座 金 簿	振 替 額 万 元 百 八 十 二 億 九 千 二 百 四 十 八 万	五 万 百 八 十 二 億 九 千 二 百 四 十 八 万	円 万 百 八 十 二 億 九 千 二 百 四 十 八 万	四 千 百 百 百 百 十 二 億 八 千 六 千 八 百 七 七 百 七 十	五 千 五 百 五 百 六 十 九 億 六 六 千 七 百 七 十	万 千 百 四 百 十 二 十 九 億 六 千 七 百 七 十	千 百 四 百 十 九 億 六 千 七 百 七 十	条 利 付 項 百 付 一 百 十 八 億 十 九 億 六 千 七 百 七 十	特 別 会 項 計 に 規 関 に 規 定 す る に る 法 律 第 四 十 行 六	で 千 三 百 五 十 七 億 円			

十五

後第  
の二  
利期  
子以

るい日毎利てを年子、支三月をそ払支の期二支日とう以し。前、六各及月支び間払九に期月属に二すお十

金賃年期

100|0.5

2|1

100|0.5

365|16

る号の銀額し令期及翌行を、和日び営休支次元に第業業払の年つ十日日う算九い六にに。式月×て号支当たに二同に払ただよ十じおうるしり日。いへと、算を365|16。て以き支出支規下は払し払定、、期た期す次そが金と

十四

初期利子

金賃の額

100|0.5

365|16

十  
三  
二

の経利入価・別債行争非者特国入  
払過札格第参市及入価・別債札  
込利発競Ⅱ加場び札格第参市發  
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場行

口

る定り払募年。す算込入○る出金決・期し額定五日たにのパに金加通一払額え知セいを、をン込第次受トむ二のけも十算たの号式者とににはす規よ、

十額十  
六面錢  
錢金以  
額上  
百円そ  
にそれ  
につれ  
き九の  
応募  
十八円  
九価格

二 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 金 期  
日 加 支 額 限

平 財 日 額 令  
成 務 本 面 和  
三 大 銀 金 三  
十 臣 行 額 十  
一 か 百 一  
年 ら 円 年  
四 通 に 三  
月 知 つ 月  
五 を き 二  
日 受 百 十  
け 円 日  
た 者